資料１－２

検討会の公開等について（案）

１．会議について

本検討会の会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

２．会議で使用した資料について

（１）　取扱い

本検討会の会議で使用した資料については、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、非公開の会議で使用したものその他座長が必要と認めるものについては、非公開とする。

（２）　公開の方法

一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。

３．議事要旨について

（１）　取扱い

本検討会の会議については、原則として議事要旨を作成し、公開する。

ただし、非公開の会議のものその他座長が必要と認めるものについては、非公開とする。又、総務省情報通信政策局総合政策課は、議事要旨を速やかに作成し、座長の承認を得て公表する。

（２）　公開の方法

一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。

４．本検討会の最終的な取りまとめ（報告書）の対外的な取り扱いについては、検討会において決定する。